

良好な居住環境を……

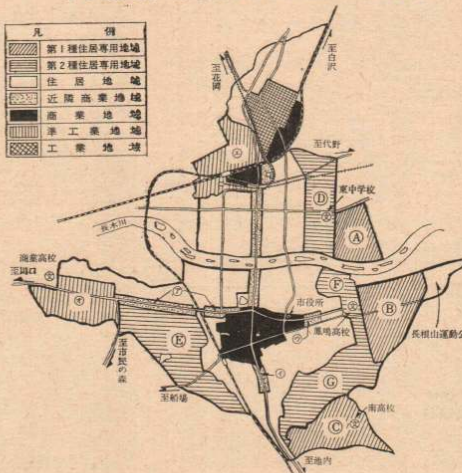
4月から日影規制を実施

大館都市計画用途地域図

敷地の外に一定量を超える日影を一定時間以上生じさせてはならない——とするいわゆる「日影規制」が、建築基準法に盛り込まれて4月1日から施行されます。

日影規制のねらいとしては、住居系の用途地域で、中高層建築物が建つことによって生ずる日影を一定基準で規制し、建築物周辺の日照条件の悪化を防ぎ、良好な居住環境を保持することにより、健全な市街地を形成するために役立てようというものです。

以下、本市の対象となる地域やその具体例をお伝えします。



大館市の場合は、都市計画用途地域に指定されている地域（右の図を参照）のうち、住宅地としての環境を保護すべきとされている次の地域が、この日影規制の対象となります。

- ＜第1種住居専用地域＞
 - ・観音堂東側地区の一部 ……①
 - ・鳳鳴高校から長根山寄り一帯の東台地区 ……②
 - ・南高校を中心とした萩ノ台、狐台地区 ……③

- ＜第2種住居専用地域＞
 - ・有浦4～6丁目、代野の一部 ……④
 - ・根下戸町、城西町、神明町の一部 ……⑤

- ・鉄砲場一帯 ……⑥
- ・相楽沢中台、東台の一部、池内道下、扇田道下、象ヶ鼻の一帯 ……⑦

- ＜住居地域＞（図の白い部分）
 - ・釈迦内南側の一帯、中道1～3丁目、御成町1、2丁目、清水1～3丁目、有浦1～3丁目、片山1～3丁目、水門町、豊町、神明町、幸町、その他 ……⑧

- ＜近隣商業地域＞
 - ・末広町から広城消防本部までの国道7号線沿 ……⑨
 - ・NHK中継所付近までの国道103号線沿 ……⑩
 - ・裁判所付近から鳳鳴高校に至る道路沿の一帯 ……⑪

- ＜準工業地域＞
 - ・板子石付近の一部 ……⑫
 - ・片山3丁目と根下戸新町の一部 ……⑬

以上の地域に3、4階建の中高層建築物を建てる場合は、この日影規制を受けることになります。

具体的には、第1種住居専用地域では、Fの高さが7mを超える建築物、又は地上3階建以上の建築物が、その他の地域では高さが10mを超える建築物が規制されることになります。

日影の測定は、日照時間の最も短い冬至日の午前8時から午後4時までの基準に、第1種住居専用地域では地上1.5m（ほぼ1階の窓の高さ）、第2種住居専用地域では地上4m（ほぼ2階の窓の高さ）で測って敷地外5mを超える部分に日影を4時間以上、又は、10mを超える部分に日影を2時間30分以上つくる建築物を建ててはならないことになり、地上4mの高さで測って敷地外に5mを超える部分に5時間以上、又は10mを超える部分に3時間以上の日影をつくる

建築物を建てられないことになります。このようなことから、これらの規制地域で、今年の4月1日以後に新築、増改築などする場合は、敷地内での建物の配置など設計段階において十分に検討しなければなりません。

以上、日影規制についてのあらすじをお伝えしましたが、詳しい点については市役所都市開発課、北秋田土木事務所大館出張所又は各建築設計事務所へお問い合わせください。

第22回市民スキー大会 城西小がリレー4連勝

教育委員会と体育協会主催の第22回市民スキー大会は、2月5日午前9時から市民スキー場と長根山運動公園を会場に行われました。

今大会は、小学校351人、中学校65人、それに一般40人の計456人の選手が出場したマンモス大会となりました。

この日は、数日來の吹雪も晴れ、久しぶりの青空がのぞく好天のなか、選手たちは日頃の練習の成果を充分に発揮しようと各競技に全力をだしていました。

また、会場には選手のお父さんなど約1,500人の市民が応援にかけつけ、会場の一角に各校ごとそれぞれテントを張って陣をとり、大きなナベをかけて選手の昼食の準備や応援とおおわらわ、熱気のこもった声援に冬の寒気も吹き飛ばそうなふん囲気でした。

今大会では、城西小学校男女両チームのリレー競技4年連続優勝と花岡小学校佐々木なつ子さんの女子回転競技2年連続優勝が注目されました。



年金だより

こんなとき こんな届出を

国民年金のいろいろな届出は、自分自身で市役所に届出ることになっています。次のようなときは必ず届出の手続きを市役所に備えてあります。

＜資格取得届＞

- ・20歳になったとき
- ・60歳前で厚生年金などをやめるとき
- ・サラリーマンの奥さんなどが希望で加入するとき

＜資格喪失届＞

- ・就職などで厚生年金などに加入したとき
- ・希望で加入した人がやめるとき

＜住所・氏名変更届＞

- ・住所や氏名が変わったとき

＜保険料免除申請書＞

- ・生活が苦しくて掛金が納められないとき

＜その年金の裁定請求書＞

- ・年金を受けようとするとき

＜死亡届＞

- ・加入した人や年金を受けていた人が死亡したとき

たばこは市内で 買いましょう。

1箱（150円のもの）につき
24円25銭が市の収入になります。

昭和52年

少年非行白書

補導数は減少したが、悪質、低年齢化の傾向

大館警察署と大館地区少年保護育成委員会では、昨年1年間の管内の少年非行の実態をまとめました。

これによりますと、補導された少年の数は、昨年、一昨年に比べ減少していますが、その反面不良行為の悪質化、それに低年齢化（小学生の補導数が年々増）の傾向にあり、これは非常に憂慮されることです。

これから卒業期を迎え、少年たちの心がゆるみがちになり、不良行為による補導件数も増える時期です。不良行為は犯罪にはしるひとつの段階であり、不良行為少年に対する早期発見、早期補導が最も大切です。家庭における指導もあわせて少年の健全育成に市民一体となつてのご協力をお願いします。

(14歳以上20歳未満)								
犯罪少年 刑法 犯	学級別 行為別	中学生	高校生	有職少年	無職少年	計	51年との比較	
		強盗				0	0	-2
		婦女暴行					0	0
		暴行			2		2	+2
		傷害		2			2	+2
		恐喝					0	-1
		偽造					0	0
		窃盗	6	28	16	3	53	-18
		その他の計					0	-3
		6	30	18	3	57	-20	
(20歳未満)								
特別法	道交法	銃刀法	その他	計	51年との比較			
	200	0	2	202	-7			
(13歳以下)								
触法少年	行為別	件数	51年との比較					
	行窃	9	-22					
	その他	3	+3					
	計	12	-19					

学級別		小学生	中学生	高校生	有職少年	無職少年	計	51年との比較
不良行為	金銭濫費	5					5	±0
	けんか			5			5	+5
	家出		6	12	6	2	26	-18
	断外泊		1	9	1	2	13	-10
	無断出学	6	9	11			26	-18
	物品持出し	1		8	2	1	12	+8
	不純異性交遊		3	32	20	4	59	-17
	婦女いたずら						0	-3
	飲酒			14	26	5	45	-5
	喫煙		8	153	578	121	860	-27
少年	不良交遊			4	8	7	19	-10
	不健全娯楽		4	44	14	9	71	-66
	夜あそび	7	34	122	223	36	422	+58
	薬物乱用			2			2	-1
	意図的				18		18	+13
その他	盛り場徘徊			2		2	4	+4
	その他	14		18	2	1	35	-50
	計	33	65	436	898	190	1,622	-139